

## 第18号議案

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和47年品川区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アおよびイ中「もの」の次に「(カに該当する者を除く。)」を加え、同号ウ中「(ソフトウェア業および情報処理サービス業を除く。)」を削り、「もの」の次に「(カに該当する者を除く。)」を加え、同号エ中「小売業」の次に「および飲食業」を、「もの」の次に「(カに該当する者を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

カ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」

という。）第2条第1項第2号に規定する中小企業者

第2条第2号ア中「前号のア」の次に「またはカ」を、「個人」の次に「(エに該当する者を除く。)」を加え、同号イ中「個人」の次に「(エに該当する者を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

エ 信用保険法第2条第3項第2号に規定する小規模企業者

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）」を「信用保険法」に、「第6号」を「第7

号」に改め、同号を同条第9号とする。

第3条の表1の項および2の項中「7パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同表3の項中「6パーセント」を「1. 6パーセント」に改め、同表4の項中「7パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同表中5の項および6の項を削り、同表7の項中「2. 7パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同項を同表5の項とし、同表8の項中「7パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同項を同表6の項とし、同表9の項中「2パーセント」を「1. 6パーセント」に改め、同項を同表7の項とし、同表10の項中「2パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同項を同表8の項とし、同表11の項中「6パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同項を同表9の項とし、同表12の項中「6パーセント」を「1. 8パーセント」に改め、同項を同表10の項とし、同表13の項中「第6条第2号」を「第6条」に、「特別中小企業者その他規則で定める者」を「中小企業者」に改め、同項を同表12の項とし、同項の前に次の1項を加える。

11	チャレンジ支援資金	50,000,000円	年1. 6パーセント以内	据置き6月以内を含む7年以内	中小企業者
----	-----------	-------------	--------------	----------------	-------

第4条第1項各号列記以外の部分中「第8号」を「第7号」に改め、同項第2号ただし書中「第2条第6号アおよびイ」を「第2条第5号アおよびイ」に改め、同項第6号ただし書中「、事業活性化資金」を削り、「事業承継支援資金」の次に「、チャレンジ支援資金」を加え、同条中第4項および第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項から第9項までを2項ずつ繰り上げ、同条第10

項第1号中「第2条第5号ア」を「第2条第4号ア」に改め、同項第2号中「第2条第5号イ」を「第2条第4号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 チャレンジ支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、区長が、当該企業の事業の持続的成長に資するため、経営または施設等を改善するものと認めるものでなければならない。

第4条第11項を同条第10項とする。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる資金」を「緊急資金のうち区長が必要と認めるもの」に改め、同条各号を削る。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の規定に基づき、この条例の施行の日前に融資あつ旋した者に係る環境対策資金および事業活性化資金の融資限度額、利率、融資期間および利子補給については、なお従前の例による。

(説明) チャレンジ支援資金を設置するとともに、環境対策資金および事業活性化資金を廃止するほか、規定を整備する必要がある。